

平成28年第2回定例会会議録

招 集 年 月 日	平成28年3月8日(火曜日)			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 議	3月9日 10時00分 島袋義範議長宣言			
散 会	3月9日 15時01分 島袋義範議長宣言			
出 席 議 員 (応 招 議 員)	1	島 袋 義 範 議 員	7	渡久地 政 雄 議 員
	2	島 袋 勉 議 員	8	亀 里 敏 郎 議 員
	3	山 城 善 彦 議 員	9	知 念 一 邦 議 員
	5	内 間 広 樹 議 員	10	名 嘉 實 議 員
	6	仲宗根 清 夫 議 員	11	内 田 竹 保 議 員
欠 席 議 員				
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 島田勝雄君 主 査 知念一史君			
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	村 長	島 袋 秀 幸 君	副 村 長	名 城 政 英 君
	教 育 長	宮 里 徳 成 君	総 務 課 長	内 間 常 喜 君
	政策調整室長	宮 城 弘 和 君	建 設 課 長	並 里 晴 男 君
	教育行政課長	大 城 強 君	農 林 水 産 課 長	知 念 吉 久 君
	会 計 管 理 者	知 念 弘 和 君	農 林 水 産 課 参 事	宮 里 政 喜 君
	公 営 企 業 課 長	西 江 正 君	福 祉 課 長	金 城 和 廣 君
	商 工 観 光 課 長	東 江 民 雄 君	住 民 課 長	西 江 忍 君
	医 療 保 健 課 長	亀 里 裕 治 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	宮 里 正 邦 君
総務課長補佐	山 城 直 也 君	商 工 観 光 課 長 補 佐	島 袋 裕 次 君	
議事日程及び会議に付した事件	別紙のとおり			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

平成28年第2回伊江村議会定例会議事日程（第2号）

平成28年3月9日（水）午前10時00分 開 議

日程	議案番号	件名
第1		一般質問
第2	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
第3	報告第1号	平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について
第4	同意第1号	固定資産評価審査委員の選任について
第5	同意第2号	固定資産評価審査委員の選任について
第6	同意第3号	固定資産評価審査委員の選任について
第7	認定第1号	村道の路線認定について
第8	議案第22号	伊江村行政不服審査会設置条例の制定について
第9	議案第23号	伊江村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定について
第10	議案第24号	伊江村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
第11	議案第25号	伊江村暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定について
第12	議案第26号	伊江村課設置条例の制定について
第13	議案第27号	伊江村過疎地域自立促進計画の策定について
第14	議案第28号	伊江辺地に係る総合整備計画の変更について
第15	議案第29号	北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更について
第16	議案第30号	伊江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第17	議案第31号	伊江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第18	議案第32号	伊江村障がい者自立支援協議会設置条例の制定について
第19	議案第33号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について
第20	議案第47号	伊江村教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定について

○ 議長 島袋義範君

ただいまから、第2回伊江村議会定例会2日目の会議を開きます。

(開議時刻10時00分)

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 昨日に引き続き一般質問を行います。

通告順次、発言を許します。

5番 内間広樹議員の登壇を許します。5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

通告に基づき、一般質問を行います。

1. 総合運動公園整備計画についてであります。

村民みずから、心も体も健康で生き生きとした活力ある生活を営めるよう「いつでも・どこでも・気軽にスポーツやレクリエーションを楽しむ」またスポーツの技能の向上を目指す環境の「実践の場」として、伊江村総合運動公園整備実施計画が策定され、現在屋内運動場の整備工事が進められています。

平成28年、29年度には、野球場、野球場エリアの整備工事、平成30年度より陸上競技場の整備工事が計画されています。計画によると陸上競技場設置予定地の用地買収が、平成28年度に予定されていますが、以下の点について伺います。

①現在その予定地約4万平方メートルの地権者に対して、事業計画や用地買収に関する説明会の実施状況について。②農業振興を村政施策の柱とする農地への、陸上競技場設置への村当局の所見について。

また、平成27年12月定例議会にて、一般質問の総合運動公園人口芝採用の、その後の意見の集約についてもお伺います。以上であります。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

おはようございます。

それでは内間広樹議員の「総合運動公園整備計画について」の御質問にお答えをいたします。

御案内のとおり、総合運動公園整備につきましては、平成21年度に基本構想、平成24年度に基本計画、平成25年度に実施計画を策定し、北部連携促進特別振興事業で進めている多目的屋内運動場については、3月で完成し、4月から供用開始となっております。野球場、陸上競技、その他の施設については、防衛省事業のまちづくり支援事業で実施する計画であります。野球場整備事業については、平成28年度、29年度の2カ年での事業構築を進めてきましたが、国との事業調整のなかで、国の財政状況により30年度までの3カ年事業に変更となっております。計画スケジュールに遅延が生じていることから、平成28年度の用地取得については、野球場施設整備に係る用地取得を実施し、その他の陸上競技場等に係る用地取得は、平成29年度以降に実施する予定でございます。

1つ目の「事業計画や土地買収に関する説明会の実施状況について」お答えをいたします。

総合運動公園整備計画については、平成26年10月16日に地権者の皆さんに説明会を実施し、参加できなかった地権者の方々には個別に事業説明を申し上げ、御理解と御協力をお願いいたしております。土地買収に関する説明会については、現在、不動産鑑定評価業務を実施しているところであり、用地単価の査定調査が完了いたしましたら、早急に地権者の皆様に御説明、御相談をしていきたいと考えております。

2つ目の「農業振興を村政施策の柱とする農地への陸上競技場施設設置への村当局の所見について」お答えをいたします。

総合運動公園整備計画地については、伊江村国土利用計画、農村総合整備計画等において観光レクリエーション地域として位置づけられ、計画地の約6割が農振白地地域となっております。また、B&G海洋センターや青少年旅行村のスポーツ施設の集約化による利用者の利便性の向上、効率的な管理の一元化が図られるなど、立地条件等を考慮いたしまして整備計画を推進しているところであります。埋立地や原野雑種地での整備計画が最良と存じますが、限られた村土のなかで、一団の用地を確保することができない本村にとって、農用地を含む整備計画は窮余の選択であることを御理解いただきたいと思っております。

いずれにしましても、地権者の皆さん、関係機関への丁寧な事業説明することが重要であるものと考えておりますので、誠意をもって対応していきたいと考えております。

次に、平成27年12月定例議会の一般質問の総合運動公園の人工芝採用のその後の意見の集約についてお答えをいたします。

庁内の野球場設計検討会議での確認及び再度、村内の野球指導者や県内の野球、ソフトボール指導者に人工芝施設について意見を伺いましたが、特に問題はないとのことでありました。また、議員が懸念されていましたが、施設の温度上昇につきましては、沖縄県より夏季時の気温が高い11施設のヒアリング調査を実施いたしました。特に問題はないとのことでありました。

いずれにしましても、陸上競技場施設整備につきましては、今後の基本・実施設計で多くの関係団体等の意見を反映し、利用者が快適に利用できる施設整備に向けて努めていきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

この運動公園整備計画についての一般質問は、平成26年3月定例議会で現島袋議長と、現内田副議長がいろんな角度から質問をされております。

また今回、3名の議員が一般質問として取り上げていますが、私は農業者としての見地から一つ目の質問を続けさせていただきます。

まず買収予定地の地権者数は何名か。また答弁にあります不動産評価業務の用地単価の査定調査はいつごろ完了するか、お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

御質問にお答えしたいと思います。

この用地買収に係る地権者の数でございますけれども、地権者数についてはあれなんです、筆数にしますと今、32筆ということになります。その中には、何件かこう地権者の方が重複している方もございますので、後ほどその数値につきましては、御報告をさせていただきたいと思っております。

それと鑑定評価の結果につきましては、今年度中に鑑定評価の結果が出るということになってございます。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

わかりました。平成26年10月16日に、説明会を実施、役場に来ていただいた説明会を実施されているということです。また参加できなかった地権者に対しては個別の事業説明を行ったということで、この32筆の地権者に対して、全員この1回目の説明は終えたということによろしいでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

この整備に係る地権者の皆様には御説明を申し上げたということで御理解いただきたいと思います。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

説明を受けた地権者の方から用地買収に対する異論は出ませんでしたでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

地権者の説明の中では、代替地の確保をお願いする地権者もございましたので、その辺につきましては、村としては最大限尊重しますように、これから取り組んでいきたいと考えてございます。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

地権者の方々の中には、今いろいろな考えがあると思います。賛成の方、また反対の方、仕方なく協力しますよという消極的な容認の方もいらっしゃると思います。農業をしている我々は、本人が購入した土地もあろうかと思いますが、先祖代々受け継いできている土地で、畑を耕して石を拾って、堆肥を導入して緑肥を植えつけて、作物を植えつけて収穫をし、収穫後には「ニフェーデービタン」と、畑に頭を下げるぐらい愛着を農地には持っております。

これまで道路拡張やあるいは緑地帯、それと浸透池を分筆して売ってくれというのとは、ちょっと性質が違うと思う。まるまる一筆を協力していただくことになるので、今後この説明会を開くにあたって、役場の庁舎に足を運んでもらうのではなくて、地権者のお家に出向いてですよ。説明をして事業の説明をしっかりとやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

お答えいたします。ただいま内間議員から御提案がございますように、今後とも地権者の皆様には、丁寧に御説明するために、個別訪問等も行いながら協力を求めていきたいと考えてございます。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

2つ目の質問ですけれども、伊江村国土利用計画、それと村総合整備計画等に観光レクリエーションの地域に位置づけられるとあります。6割が農振白地地帯となっているということですが、残りの4割に関しては農振地ということになるかと思うんですが、その辺は関係機関と調整をされているのかどうか、お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

お答えいたします。

ただいまの件につきましては、正式ではございませんけれども、平成26年10月28日に伊江村農業委員会に事業計画の御説明を申し上げまして、また事業が確定いたしましたら、改めて御相談させていただくということで、事業説明のほうは、農業委員会のほうへ、御説明申し上げております。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

この事業説明をして、納得をしていただいて、除外申請という手続になると思うんですよ。ということは、その説明のほうをもっと早目にやる必要があるんじゃないかと思うんですが、まだこの話は本人のほう、地主の方へはまだ話はされていないということですよ。

○ 議長 島袋義範君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

今回、これから用地単価の確定がしました地主さんのほうにも御相談させていただきますけれども、また農業委員会のほうとも早急にそういう事業説明を再度いたしまして、御理解をいただきたいと考えてございます。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

いずれにいたしましても、農地が減るということでありまして。農業経営は農地からいくらの収入を得る計画のもとに、借入れをして設備投資をして、農業経営をしています。その収入源が減るということは、今後農業経営を見直さなければならないということになります。

用地取得は平成29年度以降に実施するとありますが、その説明を個別に行う中で、同規模の農業を今後も続けていきたいという地権者の用地買収に応じることで、今後の農業基盤整備に対する要望が出た場合、例えば平張り農家が、平張りの規模の施設をつくってくれと。たばこ農家が同規模の土地を確保してくれと。それ以外にも、基盤整備に対する要望が出てくる可能性がございます。そういった場合に、事業を計画を進める村とそれと農業振興を村の施策の柱に掲げている村としては、その要望に最大限に努力をする責任があるんじゃないかと私は思うんですが、村長いかがでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

内間広樹議員の御質問にお答えをさせていただきます。

細かいこれまでの経緯につきましては、政策調整室長からあったとおり、村として丁寧にこう説明をしてきたつもりではあります。当然、内間議員がおっしゃるとおり、農振の除外申請は、その前提としてこの計画地にある農地の所有されている皆さんの同意が前提ですので、1点目には、その辺の同意を得て、次の手続に入っていきたいと思っております。後段のその辺の村の将来に向けてのこの施設、将来に向けての拠点施設になる施設のこの計画と、それに伴って農業の農地は要するに消費するわけですから、本村の農業、将来における農業に影響があるということで御理解をして、お答えをさせていただきますが、基本的にはその農家の皆さんが引き続き、今の状況でこう農業ができるように、村としては、協議をしながら全面的にその辺の意向を踏まえながら、この事業の実施に当たっていききたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内 間 広 樹 議員

そういう要望が出たときには、誠意を持って真摯に対応をするということで、よろしいですか。わかりました。

12月定例会の質問で、人工芝のことにに関して、再度意見集約をするということでありました。その答弁が村内の庁内の野球場設計検討委員会会議、それと村内の野球指導者、県内の野球、ソフトボール指導の意見を聞いて、特に問題はないと、また夏季時の気温の高い、県外の11施設のヒアリングにおいても、特に問題はないということでありました。ちなみにこの県外の11施設の主な場所がいいです。全部ではなくて、3つ4つぐらい挙げていただければ、お願いします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

休憩します。

(休憩時刻10時19分)

再開します。

(再開時刻10時19分)

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮 城 弘 和 君

ただいまの御質問にお答えいたします。

議員お説のとおり、沖縄県より気温の高い11施設につきまして調査をしてございます。それで都道府県にいたしますと7都道府県の施設をヒアリング調査をしてございますけれども、12月定例会で議員が調査なされました兵庫県の加古川市の競技場、それと高知県は調査はしておりますけれども、回答がなかったということでございます。すみません。それと群馬県の太田市運動公園。それと東京都の青山運動場等々でございます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内 間 広 樹 議員

きのうの名嘉議員の一般質問で、議会で赤間の陸上競技場を見て、視察してきましたということで、名嘉議員のほうは、運営に対する質問がありましたが、私はまた人工芝について、質問させていただきたいんですけども、そこで意見交換した内容ですけれども、まず参考までに、人工芝の使用に対して、特に不便を感じた意見は、これまで聞いたことがないと。また夏場の高温時の使用についても、熱中症などの事例はない。ミストの整備も整っているが、これまで散布したことがない。散布することにより、湿度が上がり、逆に熱中症になるおそれがあるとのことであります。

サッカー使用に重点をおいての人工芝なので、恩納村の陸上競技大会も行うそうなんですけど、陸上競技でのやり投げ競技は行わない。また、Jリーグが人工芝を本拠地とすることは認めていないため、Jリーグチームの合宿は誘致しないとのことでした。大学、高校、中学、小学生が主に使用しているということです。

恩納村の赤間の陸上競技場、高台にあって、熱がこもりにくい、風の抜けやすい競技場に私は見受けられました。

沖縄国際大学の陸上競技場にも、人工芝が県内で初整備されたということで、先日、知念一邦議員とともに視察してまいりました。職員の方々、それと施工業者の方と意見交換をさせていただきました。人工芝採用をして5年目になるが、特に生徒や指導者から身体の悪影響は聞かない。夏の高温時でも変わりなく使用している。ただ大学生の体力があるのと、小学生の体力では、一概に比較はできない。人工芝自体に日進月歩で日々、進化しているが、人工芝はあくまでも人工芝で管理面、使用頻度等いろんな角度から検証する必要があるのではないかという御意見でした。特段、危険なものだというような意見はございませんでした。

議長、ちょっと休憩していただいて、よろしいですか。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻10時24分)

再開します。

(再開時刻10時33分)

5番 内間広樹議員。

○ 5番 内間広樹議員

私も議員として、もっと早くこれについて勉強をして、見聞を広げておくべきだったというふうに私自身、反省しているんですけども、こうやってやるのは、思うように村民から親しまれる施設になってほしいという思いからであります。これまで通して、プロ野球選手の方々とも交流もあるようですので、そういう方々のお力もお借りしながら、この施設が幅広く村民から愛されて利用される施設になればいいなと思いますが、また野球場、本土の人工芝の野球場を見てきた後には、また一般質問をする可能性もありますので、そのときはよろしくお願いします。以上です。ありがとうございました。

○ 議長 島袋義範君

これで5番 内間広樹議員の一般質問を終わります。

次に、2番 島袋勉議員の登壇を許します。2番 島袋勉議員。

○ 2番 島袋勉議員

おはようございます。最後の一般質問になりますが、よろしくお願いします。

通告に基づき一般質問を行います。

1. 総合運動公園計画に伴う、合宿需要を受け入れる宿泊施設は。

総合運動公園全体計画の中にある屋内練習場が近々完成し、村民の皆様がその施設の利用を待ち望んでいる状況である。また、野球場の整備に向けても事業スケジュールのとおり進んでいると聞いている。しかし、総合運動公園全体実施計画調査報告書の管理運営計画に大会や合宿等の誘致を行うとあり、その合宿所の整備として新たな施設整備の検討とあるがどのような計画があるかどうか、お伺いします。

2. 「おきなわの名木」の保護管理状況は。

伊江村には、沖縄県の認定を受けた名木が5ヶ所あるがその中の東江上区にあるガズィマールが、平成24年度の台風による倒木から復旧しつつあり、安堵している状況である。

しかし、台風や季節風等で倒木しそうな名木もあるが、これからの保全対策をどうするのか、お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

島袋勉議員の1点目の「総合運動公園計画に伴う、合宿需要を受け入れる宿泊施設は」の御質問にお答えをいたします。

御承知のとおり、沖縄県は、日本有数のキャンプ・合宿地としてニーズが高いことから、スポーツも沖縄観光の資源として、その役割は大きくなっております。本村においても、今後、施設の効率的な有効利用に向けて、合宿、大会、イベント等の誘致活動を積極的に展開して地域活性化の促進に取り組んでいきたいと考えております。

御質問の合宿需要を受け入れる宿泊施設の整備については、大学、高校、中学校等のスポーツ合宿、大会等の誘致を推進するため、合宿人員の多い団体を収容できる宿泊施設の整備は、必要不可欠で重要な施設であると思料いたしております。合宿施設等の整備につきましては、雇用の創出や地域の消費拡大等の波及効

果も期待されることから、北部連携促進事業等での事業構築の検討や民間企業の誘致などの民間活用も視野に入れた施設整備に向けて取り組んでいきたいと考えております。

2点目の「おきなわの名木」の保護管理状況について、お答えをいたします。

本村のおきなわの名木百選に登録されている名木は、平成14年度に登録された上地太郎氏生誕の地とされているガズィマールをはじめ、中央公民館前のタブノキ、ニーバンガズィマール、大城盛朴氏宅ガズィマール、島袋満英氏宅フクギの5カ所があります。樹齢300年余の樹木もあり戦時中も生き抜いたそれぞれ自然の力強さと歴史を伝える貴重な名木であります。

しかし、平成24年の相次ぐ大型台風の襲来により上地太郎生誕の地ガズィマールが倒木するなど、多くの被害を受けましたが、関係者の御理解と御協力により、早急な復旧作業が施され、再生している状況であります。

そのことから村では、名木保全対策として、個人所有者のみでの管理保全は困難であると考え、平成25年度に名木保全としてニーバンガズィマール、大城盛朴氏宅ガズィマールの周辺用地を購入し、必要な名木保全対策を講じてきたところであります。

現在は、看板設置や除草管理・清掃等を行っていますが、今後も、森林・林業普及指導員及び緑化専門業者や関係者と連携を図りながら、名木の剪定や倒木防止対策を行い、大切な村の名木を保護管理していきたいと考えております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

1点目の総合運動公園計画の中にある合宿需要についてなんですが、答弁の中で、北振事業に関しては、まだやってはいないんですが、民間企業の誘致などの民間活用を視野に入れた施設整備とありますが、こういった大型の総合運動公園、特に計画書の中で合宿誘致と強くうたっている中で、村の宿泊施設を有する皆さんに説明会等はやったのかどうか、お伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城 弘和 君

施設の概要だとか、事業スケジュールのほうは、御説明申し上げておりますけれども、合宿所の整備については、その段階では説明を申し上げておりません。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

この報告書の中で、105ページに利用者の居住内訳ということで、利用者の整理ということで、県内、県外から含めて、約1万9,710名の計画が入っているわけです。1万9,710名の受け入れ先というのは、それなりの大きな規模の合宿所です。

伊江島は民泊等もあります。そういった民泊等を民家が受け入れできない場合は、民宿のほうでも受け入れをしております。そして平成29年度からは民泊の受け入れ戸数が減ってくるという情報もあります。そういった中で、民宿の皆さん等にも、そういった事業が入り、合宿需要がどのくらいある。そして計画として、こういった受け入れを計画しているという状況報告をするべきだと私は思いますが、どうでしょうか。

○ 議長 島袋 義範 君

政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

お答えいたします。

議員お説のとおり、民泊事業者につきましても、そういう計画につきまして、丁寧に御説明をさせていただきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

事業を完了してから、そういった合宿所を建設するというのは、遅いぐらいだと思います。実際、それと並行に合宿時も並行してつくっていくべきだと私は考えます。これだけ報告書で大きく合宿の受け入れとうたっている以上は、合宿所があって初めて、そういった人数を受け入れることであるんですが、先ほど北部連携促進事業等で、事業構築の検討とありますが、その辺の事業検討でできる可能性があるのかどうか。村長、お伺いします。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

お答えをさせていただきます。

報告書の中に当然、この多目的運動場、今回の野球場の改修、そして今後予定しているラグビー、サッカーも兼ね備えた陸上競技場の整備、3つの施設を総合運動公園と位置づけて、実施、推進していく中では、当然、ずっと申し上げているように、村民の利用も念頭に入れながら、将来的にはその施設をつくった、やはりスポーツコンベンションという中で、中学校、高校あるいは実業団、ひいては、プロの自主トレ、その辺の部分も含めた活用によって、島の活性化を図って人口増につなげていきたいというような感じで、その運動公園整備は、前大城村長のもとから走りまして、今日まで来ているという私は理解をしているところですが、その中でそういう合宿をするという部分をうたっておりますから、今島袋議員の中では、ちょっと後手で遅れているんじゃないかという部分の指摘だと思っておりますが、野球場も先ほどありましたように、あと3年かかりますので、その辺の部分はずっと私たちも念頭において、合宿所も考えてきております。そういう中で民間ができるのであれば、民間で建設をして、そういう中で雇用も生まれてくるという部分が一番望ましいわけですが、ただなかなか厳しい部分があれば、村が一括交付金事業か、先ほども申し上げられました平成29年度から始まる後期の5カ年の北部連携促進事業の中で、村として、この施設整備をやりまして、経営は民間のほうに担っていただきたいというような部分は、ずっと持っておりますので、この野球場が3年かかりますが、その辺の中でこの合宿所ができるかどうかは、今後タイムスケジュールもありますが、そういうことは常に念頭において、北部連携促進事業か、なおかつ一括交付金かという中で、その野球場の完成の間には、結論を出したいと思っておりますが、ひとつは民間でその辺の部分の事業として担いたいというところがあれば、村として、協力、支援もしながら、民間で合宿所等の建設をしていただければ、一番ベストだと思っておりますが、なかなかその辺が厳しければ、村が施設をつくり、そこを民間の皆さんが経営をして、収入を上げていくというような感じのほうが、現実的ではないかなという部分も持っておりますが、いずれにしても後手にならないように、そういう計画で、合宿とか、受け入れるということで、この施設をつくっていきますから、そこがつくってから5年もできないという状況にならないように、この進捗状況と合わせて、受け入れできる環境整備は、村として一生懸命、対応をしていきたいと思っておりますので、その辺議会も含め、各観光協会、あるいは商工会、あるいは先ほどありました民宿の皆さん、あるいは合宿

という中で民間、民宿を活用できるのかどうなのか。合宿というのはこう管理もしながらですから、来る側の部分の意見も聞きながら、その辺はやりたいと思いますが、いずれにしてもそういう計画があって、伊江島にたくさんの人を、こういうスポーツコンベンションで、今後、伊江村としてこう誘致を考えているという部分は、先ほど政策調整室長が申し上げたとおり、まだ説明を申し上げておりませんので、観光協会とも連携をしながら、その辺の説明はしていきたいと思っておりますし、合宿所が後手にならないように、頑張っていきたいと思っております。

○ 議長 島袋 義 範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

前向きに検討し、それも並行でスケジュールの中に入れていただきたいと思います。

名嘉 實議員、そして内間広樹議員からもありましたが、私たちは2月の議員研修会の中で、赤間総合運動公園に行っていました。その中で小耳にはさんだことがありまして、YYYクラブ、伊江リゾートの皆さんがどういった運営をしているかというふうに来ていたという話を、私は聞きました。民間のほうも、情報等もとっています。民間のほうがそういうふうに動いているのに、行政のほうがそういう情報を出さないというと、民間はやる気があっても、全然動けない状況が出てくるんじゃないかと、私はそれを懸念しています。できるだけ早目にそういった協議会等を立ち上げて、情報交換、そして実際に民宿で受け入れられるのかも含めて、早目にスケジュールに入れていただきたいと思います。

参考までに、今回離島ということで、私なりに資料をとったところがあります。渡嘉敷村の独立法人国立沖縄青少年交流の家、その情報をとったんですが、詳しい情報はちょっと忙しくて、大まかな情報しかとれませんでした。平成26年度の実績で約8万人、そして宿泊された客が4万3,827名、そのうち小学校から大学生までがその利用者の40%、就学学事が11%、残りが一般客というふうな状況だったと聞いております。施設の稼働率が54%、宿泊受け入れの最大で350名、宿泊施設が3棟ぐらいありまして、大きな施設で約250名ほど泊まれると。

そしてその施設の利用は宿泊料をとっていませんでした。そのかわり、食堂の利用ということで食事代、中学生以上が朝食、昼食、夕食を入れて、約2,040円。小学生が同じく朝食、昼食、夕食を入れて2,010円。それ以外にシーツ代、枕カバー代として約200円という経営となっています。職員数が約14から15名ぐらいの職員で運営していると。ただ以前に比べて、運営状況は厳しい状況ではあるが、それなりに運営はどうかになっているという状況で報告は受けました。

同じく、これは施設の利用状況ですか。状況は把握できなかったんですが、県立名護青少年の家の宿泊に関しては、宿泊に関しては、児童生徒が310円、一般が620円、そこもシーツ代として約150円、朝食代が360円、昼食代が510円、夕食代に関してはちょっと調査できませんでしたが、そういうふうな形でとっているということで聞いております。特に離島で合宿を受け入れるとなると、交通費、特にこの計画書では南部地域からの受け入れ等が入っています。離島というのは、それなりの運賃、ここまでの交通費が莫大になります。そういったものも含めて、そういった県の青少年の家等も導入する考えも視野に入れたほうがいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

○ 議長 島袋 義 範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

お答えをさせていただきます。

島袋議員から今ありました渡嘉敷村の旧国立青年の家ですかね。名護もそうですが、そういう部分について

ては、やはり国がつくって、長い歴史があるわけです。そういう中で、こういう料金設定でされているという部分も理解をしておりますが、いずれにしても、おっしゃるとおり、離島でフェリー賃も要するにほかのところと比べてかさむわけです。そういう部分から言うと、その辺も加味した今後合宿所とか、その辺の部分をやるときに、この料金設定は必要かと思いますが、この質問の要旨について述べますと、できればそういう今は国立ではなくて、独立行政法人になっているんですかね。そういうところが伊江村に設置してもらえば、これ以上にありがたいことはないと思っておりますが、そういう中でこの辺の働きかけも全然やっておりますので、きょう初めてそういう手段もあるのかという部分を、私たちは今感じたところですので、その辺の部分を受けて、とりあえずそういうところに働きかけはしてみたいと思っておりますが、非常に高いハードルかもわからないし、逆に伊江村でそういう離島で、そういう部分があって、そういうのを考えていて、そこに渡りに船ということもあるかもわかりませんが、普通一般に考えると、やはりたくさんの費用もかかる。そういうことですので、一般的には非常に厳しいものだというふうに思いますが、伊江村でそういう部分の、総合運動公園を計画をして、そういう整備計画をしているので、何らかの形で協力をさせていただきたい。

例えば今、渡嘉敷はもう満杯だというふうに聞いていたんですけれども、でも54%ですね。渡嘉敷の村長は「もう大変だ」と言っていますから、「伊江村そういうのをつくりますから、ぜひ渡嘉敷村が受け入れないときは、こちらに回してください」というふうな話も立ち話でやっていますから、そういう部分も含めまして、協力支援の部分もお願いをしながら、そういう伊江村で計画をしている。できれば、そういう独立の法人として、そういう宿泊施設は検討できないかという部分も含めて、そういう報告も兼ねながら、その辺の部分は今後、伺ってみたいというふうに思っております。

○ 議長 島袋 義 範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

ぜひそういったものを含めて、難しいかもしれませんが、もしそういう話で働きかけて、いい手応えがあれば、そういった施設を導入することによって、合宿される皆さんの負担が減って、利用率も上がるし、雇用も生まれると思っておりますので、ぜひ村長を筆頭にそういった発信をしていただければと思います。

事業スケジュールの中で、B&Gエリアの改修、改築工事が、平成31年から基本設計、そして整備工事が平成32年から計画が入っていますよね。新聞等でも報道されておりましたが、B&Gの施設の利用が特Aということで、伊江村は表彰も受けております。そういった中で、今回改修に当たり、その施設の改修とともに合宿所の導入を検討できるんじゃないかと私は見えています。そういった面も、話しかけ、働きかけ、まずはやってみてもいいんじゃないかと思いますが、村長どんなですか。

○ 議長 島袋 義 範 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

お答えをさせていただきます。

働きかけというのが、どこが相手がどこかということなんですが、B&Gではなくて、今はB&G伊江海洋センターですが、もう既に譲渡を受けておまして、村の施設になっていますから、今教育委員会の中でいろいろと検討させていただいておりますが、アリーナ、体育館も結構雨漏り等もありますし、温水プールはずっと懸案事項であります温水化を控えております。そういう中で今のところ、こういう相当な事業費がかかりますので、防衛省事業の中で、改築の検討を教育委員会の中でしている状況であります。そういう中で、B&G海洋センターあるいは温水プールの温水化とあわせて、合宿所という部分はなかなか厳しいのか

など思っておりますが、逆に野球場の改修は、同じ防衛省の事業ですので、この辺の部分を活用するために、そういう合宿所等も必要だという部分であれば、別の伊江海洋センターよりは、野球場あるいは陸上競技場を今後活用していく中で、そういう施設が必要だという部分で、防衛省の事業、先ほど申し上げましたが、北部連携促進事業、あるいは一括交付金事業という3つのり中で、この宿泊施設については、村としてこう取り組んでいきたいと思っておりますし、そういう中で民間で需要を見込んでぜひ、取り組みたいというのであれば、伊江村として支援をしながら、それに向けての支援もしながら、そういう多角的な手段の中で、方法の中で合宿所という部分については、議員がおっしゃるとおり、先ほども申し上げましたが、この施設はつくっても、多くの皆さんが合宿で来たいというときに、宿泊所等の環境整備ができていなくて、それを断らないといけないような状況にならないように頑張っていきたいと思っております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

わかりました。ぜひですね。事業スケジュールの中に合宿所というのが全然見えないので、今回一般質問で私は行っております。報告書の中で合宿とうたっている以上は、そういったことも念頭に、民間の活用も含めて、早目にスケジュールに入れていただいて、より経済効果が出る施設にさせていただきたいと思います。私のところに来る、村民の皆さんからの声はそれだけお金をかけてつくる総合運動公園、これだけ人口が減って、こんなに大きいのが必要なのか。「あんたなんかは、どう思っていますか」という質問が多々きます。そういった利用計画等が前向きに検討されていれば、私も答弁できますが、今のスケジュールの中ではそういった将来的な展望がまだ見えてこないところが十分ありますので、ぜひ今検討していただきたいと思います。

続きまして、2点目に移ります。

○ 議長 島袋 義範 君

しばらく休憩します。

(休憩時刻11時06分)

再開します。

(再開時刻11時17分)

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

2点目の「おきなわの名木」について、2回目の質問をしたいと思います。

参考資料で皆さんのほうにも写真が来ていると思いますが、関連する皆さんのところにはいつていると思います。一番上、これが上地太郎氏生誕の地にありますガズィマールです。これが平成24年度の台風で倒木をして、今はようやく青々とした枝を出してきている状況です。そして真ん中が大城盛朴氏宅のガズィマール、そして一番下が島袋満英氏北側にあるフクギになります。倒木したガズィマールですが、まさかこの木が台風で倒木するとは思いませんでした。実際、そういうガズィマールが倒木して、本当にそれを目のあたりにしたときは、びっくりもしまして、また立ち直るのか、生き返るのか本当に心配しました。

最近地球環境の変化で、与那国で約80メートルぐらいの突風が吹いております。その中で、大城盛朴氏宅のガズィマールの枝ぶりの大きいガズィマールが、実際に持つのかどうか。心配しております。維持管理等では、そこの用地を買収をして、看板設置や除草管理、清掃等を行っていますとありますが、支柱で支える必要が私から見ると必要だと思いますが、平成28年度のそういった名木の管理に関してお伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念 吉 久 君

お答えいたします。

島袋議員からの御指摘は、「このままの状況では大型台風が来たら、危ない状況にあるのではないか」という質問だと思いますが、この上地太郎氏の生誕の地のガズィマールが倒木したのを受けて、その後、平成25年に個人でそういう管理をやっていくのは厳しいと。剪定したくてもどれぐらい剪定したらいいのかわからないと。そういうことでございまして、村が管理するために用地も買って、その辺の周りの整備と、それと一緒に剪定も行っております。その剪定の際に、盛朴氏のところについても、支柱が必要かどうか。その専門の皆さんと協議をして、根の入り具合とか、状況からすぐにそこまでやる必要はないのではないかとというような意見のもとで、剪定にとどめてきた状況があります。

ただし、この大城氏が「危険」だと。まだ心配でこのままでは困るというようなことであれば、話もまた伺いながら、相談もしながら整備は剪定とか支柱とか、そういった検討をしていきたいと考えております。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

本人に再度、話を聞いていただいて、実際写真でもわかると思いますが、その枝ぶりの一部がもう完全にその家にかかっている状況なんです。このガズィマールがあるのが大城宅の北西にあるんですが、グスクからの吹きおろし、東江上区では一番怖いのがグスクからの吹きおろしなんです。どんな風が吹くかわからない。そういった想像できない風が吹いた場合、確実にその家を覆う可能性が十分にあると考えていただきたいと思います。

ぜひ大城氏とは協議をしていただいて、万全に大丈夫ということは、私はないと思います。対策をとって、どうしようもなかったらいいんですが、対策もとらないで安全ということは私はないと思います。対策はとるべきだと私は考えます。ぜひ大城氏と協議をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

そして、一番下の島袋満英氏宅のフクギに関してなんですが、写真でもわかるとおり、その木のそばに電話柱が立っているわけです。名木として指定されているそばに電話柱が立って、その電話柱を生かすために、枝をカットしている状況があるんですね。名木とうたうところに、そういったものが立って、その名木の枝ぶりを、その管理のために、剪定しているという状況というのは、私から見ると、名木の意味がないんじゃないかと思えるんですが、電話柱の撤去も考えてもいいんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○ 議長 島袋義範君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

はい、お答えいたします。

この件につきましても、この電話柱でしたら、そこの管理するところに、そういった話も持って行って、移動が可能なのか。それともどういった方法がふさわしいのか。今言うように名木としての景観といいますか。それがちゃんと守られるように協議していきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

満英氏との協議も必要だと思いますが、ぜひ地主とも協議をしていただいて、名木にふさわしい、管理運営をしていただきたいと思います。せっかく5本の名木を認定していただいていますので、その管理運営は、行政がやるべきだと私は思います。将来的に、そこに看板も設置する予定となっていますよね。見る側からすると、とても名木には見えないんですよ。ぜひそういった面も含めて、景観も考えて、管理していただき

たいと思います。

枝の剪定等に関しても、倒木して大きな伐採をしないといけないときはしょうがないんですが、その土地太郎氏生誕の地のように、倒木して大きくカットして、やらないといけないときはしょうがないと思います。しかし、普通の管理に関しては、ぜひ森林、林業普及指導員を立ち会わせて、伐採等は監督していただきたいと思います。

それと最後になりますが、伊江村にはこの5カ所以外にも、本当にすばらしい樹木がたくさんあります。3学校にも大きなガズィマール、そして松等、すばらしい木が十分あります。そういった管理もぜひ目を通していただきたいと思います。巡回は定期的に行われているのかどうか。お伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。

定期的な管理というような形での管理というんですか、巡回そういった記録とか、そういう形ではやっておりませんが、先ほどからあるとおり、この5カ所の管理に関しましても、さらにほかにそういった名木がないのかも含めまして、改めて巡回をして、そういった必要がある樹木等の調査も含めて検討していきたいと思っています。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

ぜひお願いしたいと思います。前回12月の定例議会ですか。亀里敏郎議員から城山の中腹の松の件に関しても質問があったと思います。実際、ここまで大きくなるというのは、それだけの年月が必要で、これだけの名木になるまで何百年もかかる木です。そういった木を守って、子々孫々まで残す義務があると思います。今まで観光の名所でもありました並木道等は、もう今現在はありません。観光客というのは沖縄らしさを求めてくる観光客、特に県外の観光客はたくさんいます。そういった皆さんは、沖縄らしさを求めてきます。沖縄らしさというのは、そういった樹木も含めた自然環境だと私は思います。ぜひ、検討させていただきたいと思います。

計画では防潮林の計画も十分に入っていると思いますが、そういった名木の管理もぜひ今からやっていただきたいと思います。その辺の予算等十分またつけていただきたいと思いますが、これから認定に向けていく樹木等があるのかどうか。お伺いします。

○ 議長 島袋 義範 君

農林水産課長 知念吉久君。

○ 農林水産課長 知念吉久君

お答えいたします。

現在のところ、新たに認定ということで、検討している樹木は今のところありませんが、先ほど申し上げたとおり、巡回または指導員、林業普及指導員の皆さんともその辺が必要なものもあるのか。調査はしていきたいと考えております。

○ 議長 島袋 義範 君

2番 島袋 勉議員。

○ 2番 島袋 勉 議員

最後に、村長のそういった木々の管理、伊江島のこれからの自然環境というんですか。そういった樹木の

考え等を聞いて、私の質問を終わりたいと思いますが、村長よろしくお願いします。

○ 議長 島袋義範君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

はい、お答えをさせていただきます。

今回の島袋勉議員の名木の管理については今後、しっかりとやっていきたいと思っております。それとここで述べております林業普及指導員についても、これまで村あるいはそれ以外でのこれまでの村の木の管理、伐採の中でいろんな意見がございましたのは、議員の皆さんも御承知だと思います。そういう部分で、専門的立場から林業普及指導員を配置して、その指導のもとにやはり大事であるこの木を管理しながら、自然豊かな伊江島にしていきたいという思いもあって、林業普及指導員の配置をさせていただきました。その指導のもとに今までもこの緑化、保全、あるいは植栽等について、あるいは木の枝打ち、その辺についても指導を受けながら、役場でやっているところですので、それは今後もやっていきたいと思っております。

もうひとつは、やはり施政方針でも申し述べましたが、島袋議員がおっしゃるように自然豊かな伊江島というのは、やはり当然、観光にも寄与しますが、その前にやはり自然が豊かで、生活環境が非常にいいということは、お互い住んでいる村民、住民にとっても、非常に必要で、やはり日々生活する中で緑が豊かというのは、やはり気分も爽快になりますし、そういう部分も含めながらやっていきたいと思っておりますが、基本的に、伊江村環境創造計画も策定をしておりますので、その辺に基づいて、島の緑化、防風林の植栽は、今後鋭意努力してやっていきたいと思っておりますが、そういう部分の後の管理は、やはり相当、村域全体にわたりますので、行政のみではなかなか厳しい部分があるというのは、御承知のとおりですので、やはり木はみんな大事に育てて、自然豊かな伊江島にしていこうという部分の、村民全体のこの機運の醸成といいますか。その辺の緑化思想の啓蒙普及、その辺も村として一生懸命頑張りながら、村民の協力支援もいただきながら、先代から続いた名木みたいなその辺の木の保護管理もしながら、また新たな緑をつくっていくという部分も大事にしながら、島の緑化、植林あるいは観光地としての修景緑化、道路並木も含めた全体的な緑化を進めながら、もうひとつは先ほども申し上げましたが、やはり村全体で緑を大事にして、緑豊かなすばらしい伊江島、自然環境をつくって子孫、後世にこう継承していこうと今後一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

行政報告でも申し上げましたが、防風林の日の関連植栽工事あるいは県の植樹祭もありますから、その辺の部分もやりながら、緑の大切さを住民に普及啓蒙しながら、議会あるいは多くの関係団体の力、支援をいただきながら、村全体を網羅したそういう緑化思想の普及啓蒙、緑豊かな伊江村づくりに今後努力していきたいと思っております。

○ 議長 島袋義範君

これで2番 島袋 勉議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

その前に、内間広樹議員の質問に答弁漏れがありますので、政策調整室長 宮城弘和君。

○ 政策調整室長 宮城弘和君

ありがとうございます。

先ほどの内間広樹議員の御質問の御答弁に保留がございますので、お答えさせていただきたいと思っております。地権者数は19名でございます。

○ 議長 島袋義範君

進行します。

日程第2 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を御説明申し上げます。

提案理由といたしまして現人権擁護委員で3年間頑張っている伊江村字西江前1573番地の玉城美知代氏、昭和25年8月12日生まれでございますが、その玉城人権擁護委員の任期が来る3月31日をもって満了となります。それに伴う今回の推薦についての同意ということになります。現在玉城美知代氏におかれましては、人権擁護委員として一生懸命に職責を果たし、頑張っています。そういうことで、引き続き人権擁護委員として法務大臣に推薦をするために、議会の意見を求めるものでございます。ひとつ、よろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。諮問第1号については質疑、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって質疑、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、適任とすることに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については適任と決定いたしました。

日程第3 報告第1号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告についてを議題とします。

提出者からの報告を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

報告第1号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業計画の報告について、報告をさせていただきます。

この件につきましては、去る2月26日に開催をされました沖縄県町村土地開発公社の理事会において、審議決定されました平成28年度事業計画、予算並びに資金計画について、地方自治法第243条の3第2項の財政の公表、第2項に基づいて、報告をするものであります。以上で、報告とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで報告第1号は終わりました。

日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

それでは、同意第1号 固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を申し述べます。

これまで2期委員として、固定資産評価審査委員として、御尽力をいただきました友寄正毅氏のかわりに、今回伊江村字東江上184番地、東江進清、昭和25年6月22日生まれを新しく委員として選任したく、ここに提案をしているところであります。

東江氏におきましては、御存じのとおり、長らく役場において勤務をされておりまして、その間税務行政の土地評価担当者としても従事をされておりまして、経験豊富で適任ということで、今回選任ということで同意をお願いをしておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています同意第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第1号 固定資産評価審査委員の選任についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第1号 固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

同意第2号 固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を御説明申し上げます。

本、同意第2号につきましては、現在、固定資産評価審査委員として頑張っている伊江村字川平478番地の1、上間建雄、昭和25年10月25日を、引き続き固定資産評価審査委員として選任をお願いしたく、ここに提案をさせていただいておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっています同意第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第2号 固定資産評価審査委員の選任についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第2号 固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第6 同意第3号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

それでは、同意第3号 固定資産評価審査委員の選任についての提案理由を御説明申し上げます。

提案理由としましては、これまで2期、固定資産評価審査委員として、御尽力をいただきました西崎区の名嘉良雄委員が、今回任期満了ということになります。そのかわりとして伊江村字西江上66番地の1、知念和幸、昭和32年3月28日生まれを、固定資産評価委員として適任として、ここにこう同意をお願いをしてい

るところであります。

知念和幸氏におかれましては、農業に従事する傍ら、村の農業委員も歴任されておまして、土地の評価等に精通し、適任と考えております。そういうことで御審議方、ひとつよろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題になっております同意第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第3号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから同意第3号 固定資産評価審査委員の選任についてを採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって同意第3号 固定資産評価審査委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第7 認定第1号 村道の路線認定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋秀幸君

認定第1号 村道の路線認定についての提案理由を御説明申し上げます。

まず、路線番号418、西江上集落道25号、起点が西江上208から、終点が西江上206、延長92メートル、幅員が4.0メートルでございます。本路線は、西江上区の玉城時久宅西側の南北の92メートルの道路であります。

次に、路線番号419、川平集落道24号、起点が川平450-1、終点が川平514、延長が208メートル、幅員が4.0から5.0メートルとなっております。

2つの路線につきましては、既にアスファルト道路で、アスファルトで舗装されておりまして、既に道路として使用されているところですが、認定漏れのため、ここに村道として認定をお願いするところでありませぬ。

それと路線番号419につきましては、西江前の金城博三宅東側から、金城繁治宅までの区間208メートルであります。位置図も添付してありますので、どうぞ御参照ください。以上で提案理由とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから認定第1号 村道の路線認定についてを採決します。お諮りします。

認定第1号は、認定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって認定第1号 村道の路線認定については、認定することに決定しました。日程第8 議案第22号 伊江村行政不服審査会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

それでは議案つづりのページを飛んでいただきまして、船舶運航事業の補正予算の次のページにございますので、お開きいただきたいと思っております。

議案第22号 伊江村行政不服審査会設置条例の制定について、提案理由を御説明いたします。

まず、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を制定する必要があるというのが提案理由でございます。

平成26年6月に行政不服審査法関連3法が公布され、平成28年4月から適用となることから、国民の救済手段の充実、拡大を図るとともに、審査長の村長の附属機関として、第三者の立場から審査長の採決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会の設置が義務付けられております。同審査会条例の設置をということで、本条例を提案するところでございます。

なお、条例の詳細につきましては、総務課長から説明をさせますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

説明を申し上げます。

1ページをめくっていただきまして、条例案をもとに御説明を申し上げます。第1条でございますが、(趣旨)を規定してございまして、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、その権限に属された事項を処理するため、村長の附属機関として、伊江村行政不服審査会を設置するとしております。

第2条は、(組織等)で、審査会の委員を非常勤の3人と規定してございます。

第3条は、(委員)を規定し、審査会の権限に属する事項に関し、公正な判断をすることができ、かつ、法律または行政に関して優れた識見を有する者のうちから、村長が委嘱する。としております。2項では、委員の任期と、補欠委員の残任期間を。3項では、委員の再任を。4項では任期満了後の職務の取り扱い。5項では委員の罷免を、6項では守秘義務を、7項では報酬及び費用弁償を規定してございます。

第4条におきましては、(会長)の選任と権限。職務代理者の指名を規定してございます。

第5条(専門委員)は、専門事項を調査させるため、専門委員の選任を規定し、第6条(会議)は、会議の招集、議長、議事の決し方等を規定し、第7条は(意見の聴取)を。

第8条(庶務)は、審査会の庶務を、総務課に置くとするものでございます。

第9条(委任)は、委任規定でございまして。

また、附則で、この条例は、平成28年4月1日から施行するとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます、議員皆様の御質疑にお答えいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地政雄議員

4月1日から執行するということなんですけれども、その審査会は3人以内ということでもありますけれども

も、この委員は内定しているんですか。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

これにつきましては、村長が委嘱するとなつてございまして、今内定している段階にはございません。ただこの趣旨等にもございますけれども、委員の「法律又は」第3条でございます。「法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、村長が委嘱する」というふうになっておりますので、限られてくるのかなと想定をしております。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

追加して御説明いたしますが、例えば今想定をしておりますのは、例えば顧問弁護士でございますとか、行政、退職された役場のOBの中で、例えば総務課長経験者であったりとか、そういった方々の中から、村長が委嘱をするという形になろうかと考えております。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。

休憩します。

(休憩時刻11時55分)

再開します。

(再開時刻12時03分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題になっております議案第22号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第22号 伊江村行政不服審査会設置条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第22号 伊江村行政不服審査会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(休憩時刻12時04分)

再開します。

(再開時刻13時30分)

午前に引き続き、議事を進行いたします。

日程第9 議案第23号 伊江村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第23号 伊江村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についての提案理由を御説明いたします。

本条例も先ほど議決いただきました議案第22号と同じく、平成26年6月に行政不服審査法関連法が公布され、平成28年4月から適用となることから、法の規定による提出資料等の写しなどの交付にかかる手数料に

関し、必要な事項を定めるための御提案でございます。なお、条例の詳細につきましては、総務課長から説明をさせていただきますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

それでは、1ページめくっていただいて、条例案をもとに御説明申し上げます。

まず第1条（趣旨）でございます。先ほど趣旨を御説明いただきましたが、第1条でこの条例は、地方自治法第227条の規定により、行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関し、必要な事項を定めるものとする。と規定してございます。

第2条では、（提出書類等の写し等の交付に係る手数料の額）を規定し、伊江村手数料条例による交付の方法に応じた手数料としております。

第3条は、（提出資料の写し等の交付に係る手数料の額）を規定し、交付を受ける審査請求人または参加人はその交付を求めるときに、前条に規定する交付の方法に応じた手数料を納めなければならない。としております。つまり、伊江村手数料条例による交付の方法に応じた手数料でございます。

第4条では、（手数料の免除）を規定してございまして、経済的困難、手数料を納付する資力がないと認めるときは、免除することができるとし、2項で、免除理由書の提出。3項で生活保護法、その他の事実により扶助等を受けている場合の証明書類の提出を。4項は、法律の規定を読み替えることができる。とするもので、「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。という準用規定でございます。5項も同様で、「審理員」とあるのは、「伊江村行政不服審査会」と読み替えるものとする。と規定してあります。

なお、附則で、この条例は、平成28年4月1日から施行する。としております。

以上、提案理由の説明とさせていただきます、議員皆様の御質問にお答えいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第23号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第23号 伊江村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第23号 伊江村行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第24号 伊江村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第24号 伊江村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明いた

します。

これも同じく議案第22号、議案第23号の議案とほぼ同じでございますが、行政不服審査法、行政不服審査法に施行に伴う関係法律の整備等に関する法律及び行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正する必要があるために、条例を提案するものでございます。

なお、条例の中身はほとんどが、「不服申立て」を「審査請求」に改めるというものになりますが、詳しくは総務課長から説明をさせたいと思いますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内間常喜君

それでは、ページをめくっていただきまして、改正文あるいはその次の新旧対照表のいずれかの見やすいほうをごらんください。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改めます。

第3章第4節の節名を次のように改めます。

第4節 審査請求 第36条各号列記以外の部分中「(昭和37年法律第160号)」を「(平成26年法律第68号)」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1号から第4号までの規定中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第37条第1号及び第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改めるというものでございます。

第38条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号及び第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改め「又は決定」を削ります。

なお附則で、この条例は、平成28年4月1日から施行する。としております。

以上、提案理由の説明をさせていただき、議員皆様の御質問にお答えいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第24号 伊江村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第24号 伊江村特定個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第25号 伊江村暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第25号 伊江村暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

す。

平成27年6月、学校教育法等の一部を改正する法律の公布に伴い、本条例を改正する必要がある。ということですが、その学校教育法等の一部を改正する法律の内容が、小・中一貫教育制度の導入に係る学校教育法の一部を改正する法律ということでの、正確にはそういうふうなことになります。

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するために、小・中一貫教育を実施することを目的として、その義務教育学校の制度が創設されることになりました。そういうことで、この暴力団排除条例の一部を改正する必要がございますので、提案するものでございます。

ページを開けていただきまして、改正内容でございます。伊江村暴力団排除条例の一部を次のように改正する。第10条の見出し中「教育」の次に「等のための措置」を加え、同条第1項を次のように改める。

村は、その設置する中学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校、義務教育学校（後期課程に限る。）をいう。）これらを、この文言を入れるというのは、先ほど御説明しましたこの後期課程、義務教育学校の後期課程というのが、中学校のことです。つまり小・中の一貫校のときに同じ校舎内に小学校と中学校があるときには、小学校のことを前期課程、中学校のことを後期課程というふうに法律上、表現するんですが、その部分の義務教育学校の後期課程ということの文言（限る）というのは、そういう意味でございますので、そういうふうな解釈をお願いをしたいと思います。

その義務教育学校（後期課程に限る。）をいう。において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団による犯罪の被害を受けないようにするための教育が、必要に応じて行われるよう適切な措置を講じるものとする。

第10条に次の1項を加える。

2項で、村は、青少年の育成に携わる者が、青少年に対して暴力団の排除の重要性を認識させ、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育、助言その他の適切な措置を講ずることができるよう、情報の提供その他の支援または協力を行うものとする。という文言を加えていくということでございます。

附則として、この条例は平成28年4月1日から施行するということでございます。

以上で説明にかえたいと思います。よろしく御審議お願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第25号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第25号 伊江村暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第25号 伊江村暴力団排除条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第26号 伊江村課設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第26号 伊江村課設置条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

平成28年度から、各課における職務分掌の再編を行うため本条例を改正する必要があるために、条例を提案するものでございます。

役場組織において、それぞれの職務が果たすべき責任や職責を果たす上で、必要な権限を明確にするために、職務ごとの役割を整理、配分するということでの職務分掌の内容でもって、そういう各課の職務分掌を取り決めていきたいということで、今回全面改正ということで、各課いろんな面で改正がございましたので、全面改正をさせていただいております。

ページを開けていただきまして、課の設置条例、第1条については（目的）を、第2条では（課等の設置）、第3条の2項では、総務課の職務分掌、第3項では政策調整室、第4項では住民課の職務分掌、ページを開けていただきまして、第5項では福祉課の職務分掌、第6項で医療保健課の職務分掌、7項で農林水産課の職務分掌、8項で商工観光課の職務分掌、9項で建設課の職務分掌、10項で公営企業課の職務分掌。

ページを開けていただきまして、第4条は（委任）ということで、各分掌等の詳細については、規則で定めたいと考えております。

附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行したいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、説明にかえさせていただきます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

総務課長 内間常喜君。

○ 総務課長 内 間 常 喜 君

今回の改正が「全部改正」となっている関係上、主な理由について、若干補足をさせていただきます。現行の条例中には、出納室の部分がございました。これにつきましては、普通地方公共団体は、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、規則で必要な組織を設けることができる。この組織は長の補助組織の一つとしてではなく、会計管理者独自の組織であると。この設置権者は地方公共団体の長であります。設置の形式は規則によらなければならないということが、地方自治法にございますので、今回出納室をこの設置条例のほうから「分離」してございます。「削除」させていただいております。

さらに各課の職務分掌で申し上げますと、例えば総務課で申し上げますと、（9）村長の秘書業務に関すること。（10）情報通信に関すること。（11）統計に関すること。

政策調整室においては、（4）沖縄振興特別推進交付金事業に関すること。（5）北部広域圏事業に関すること。（8）人口減少対策に関すること。

そして次のページですね。福祉課におきましては、（4）村立保育所の管理運営に関すること。

その以下の課におきましては、その他…、その文章の中にある、例えば福祉行政に関すること。医療保健行政に関することということで、関係するものに関して追加をしている部分がありますので、この際、全部改正で改正をしようということで、今回の提案となってございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 議長 島 袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第26号 伊江村課設置条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第26号 伊江村課設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第27号 伊江村過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第27号 伊江村過疎地域自立促進計画の策定についての提案理由を御説明申し上げます。

過疎法が、平成26年3月に一部改正されまして、現行の過疎地域自立促進特別措置法の有効期限を、平成28年3月31日としておりましたが、5年間の延長を行い、平成33年3月31日まで延長されております。

今回の改正によりまして、過疎地域の要件の追加や、ハード事業の拡充として、一般廃棄物処理のための施設、火葬場、障がい者福祉施設などの施設の追加や、ソフト事業に対する支援措置も拡充が行われております。そういうことで今回の自立促進計画の変更をしていきたいと考えております。

なお、過疎対策事業債の最少事業費に対する充当率は100%で、後年度の元利償還の70%はこの過疎債を充当した場合には、70%は地方交付税の基準財政需要額に算入され、措置されることになっております。

沖縄県においても、新たに沖縄県過疎地域自立促進方針及び同計画、平成28年度から平成32年度までが策定され、また村をはじめ地区を指定されている県内18市町村、1市4町13村においても、今年度に計画策定を行うことになっております。

市町村の策定する過疎計画については、義務付けは廃止されておりますが、過疎対策事業債を活用するためには、過疎計画を策定することが必須事項であることから、法令によりまして、あらかじめ沖縄県との協議を行い、平成28年3月1日付で、異議がない旨の通知を受けております。過疎地域自立促進特別措置法、第6条第1項、これは議会の議決のごとでございます。第6条第1項の規定によりまして、今議会に議決を求めるものでございます。

それでは開けていただきまして、伊江村過疎地域自立促進計画の大まかな説明になることを御了承いただきたいと思いますが、まず開けていただきまして、1ページから2ページにつきましては、(1)伊江村の概況で、(ア)自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要と、(イ)過疎の状況、そして(ウ)社会経済的発展の方向の概要が記載されております。

3ページから7ページまでの各表につきましては、(2)人口及び産業の推移と動向、(3)市町村の行財政の状況とその統計数値を記載してございます。

7ページから9ページにつきましては、(4)地域の自立促進の基本方針として、ア.産業の振興、イ.交通通信体系の整備など、9つの分野で基本方針を記載してございます。9ページに記載してありますとおり、9ページの一番下のほうですが、この過疎地域自立促進計画の期間は、平成28年4月1日から、平成33年3月31日までの5年間とするものでございます。

開けて10ページから、15ページにつきましては、2産業の振興について、(1)現況と問題点、そして(2)その対策と、(3)計画、事業計画を掲載しています。産業の振興の事業計画としましては、畑地、かんがい排水施設整備事業など、15の事業を計画しております。

開けて16ページから19ページまでにつきましては、3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進についての現況と問題点、そしてその対策と事業計画の掲載をしてあります。事業計画は18ページからございますが、23路線の村道整備事業及び防災行政無線デジタル化更新事業などを計画をしてあります。

開けて20ページから22ページまでにつきましては、4 生活環境の整備について、(1) 現況と問題点、そしてその対策と事業計画を記載をしてございます。

23ページから24ページにつきましては、5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について、(1) 現況と問題点、そして(2) その対策について、記載をしてございます。

開けて25ページから26ページにつきましては、6 医療の確保について、(1) 現況と問題点、(2) その対策と(3) 計画、事業計画を記載をしています。

26ページにその事業計画がございしますが、医療保健センターの機能訓練室が現在、狭隘であるということで、機能訓練室の移設の拡張事業などを計画をしてあります。

27ページから28ページにつきましては、7 教育の振興についての(1) 現況と問題点、(2) その対策と、(3) 計画、事業計画を記載してあります。事業計画は28ページにございしますが、事業計画として、具志原貝塚等整備、そして村内の遺跡発掘調査事業などを計画に盛り込んであります。

31ページを開けていただきまして、31ページから32ページにつきましては、9 集落の整備、10 その他地域の自立促進に関し必要な事項の(1) 現状と問題点、(2) その対策を記載してございます。32ページの(3) 計画、事業計画表を開けていただきますと、過疎地域自立促進特別事業分の計画となっており、地域文化の振興などの再掲となっております。

なお、参考資料としまして、平成28年から平成32年までの事業計画を添付してございますので、後ほどごらんいただければと思います。

非常に大まかになりましたが、以上で、議案第27号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第27号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第27号 伊江村過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第27号 伊江村過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第28号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第28号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更について、提案理由並びに変更内容等について、御説明を申し上げます。

伊江辺地総合整備計画は、平成25年から平成29年までの5年間で、平成25年3月の議会におきまして、議決を受けております。事業ということでスケジュールを進めておりますが、このたび新規事業の追加に伴いまして、辺地総合整備計画の一部変更を行う必要がございますので、今議会上程させていただくものでございます。

辺地総合整備計画の変更につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に係る法律、第3条の規定によりまして、あらかじめ県知事と協議の上、議会の議決を経て、総務大臣に提出しなければならないという規定がございます。

平成28年1月から沖縄県知事と協議を行い、平成28年2月16日付で県知事から総合整備計画の変更協議について、異議がない旨の回答を得ておりますので、今議会上に提案をさせていただくものでございます。変更内容につきましては、ページを開けていただきまして、資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思っております。

資料の新旧対照表を開けていただきたいと思っております。新旧対照表の2枚目になります。今回のこの計画変更は、2枚目の左側、アンダーラインを引いてございますが、⑤観光又はレクリエーションに関する施設、近年の民家体験泊事業、体験型観光、漁業観光など観光ニーズにも対応した観光リゾートの振興に努めているが、スポーツと観光を結びつけ、「新たな滞在型」観光リゾートづくりを推進していくために安心・安全な施設の環境整備を行う必要があります。というこの⑤を今回、追加をしていくというのが、今回の計画の変更の中身でございます。

そして同じページの新旧表の3公共的施設の整備計画の5カ年分でのアンダーラインの部分、観光又はレクリエーションに関する施設の事業費のほうでアンダーラインを引いてあります。当初、合計のほうを説明いたしますと、当初33億5,776万8,000円を観光レクリエーションに関する施設19億9,477万7,000円を追加して、53億5,254万5,000円としていくということで、特定財源の内訳、そして辺地対策事業債の予定額が5億8,491万円から10億241万円に予定額を変更をしていきたいという内容でございます。

以上で、説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。 (休憩時刻14時01分)

再開します。 (再開時刻14時01分)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。 (休憩時刻14時01分)

再開します。 (再開時刻14時02分)

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第28号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第28号 伊江辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のと

おり可決されました。

日程第15 議案第29号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第29号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更についての提案理由を御説明いたします。

北部広域市町村圏事務組合で共同処理する事務に北部広域ネットワークに関する事務を加えるとともに、同組合規約を変更することについて協議をしたいために、本議会に提案するものでございます。

なお、北部広域ネットワーク整備事業について、少し説明をさせていただきます。北部広域のネットワーク整備事業は、北部地域内の市町村を高速ネットワークで接続する地域情報基盤として、産業振興、地域住民の生活利便性の向上、それらを支える人材の育成を目的として、これまで推進されてきました。平成15年と平成16年度に第一次整備として、名護市、金武町、恩納村、宜野座村の4市町村の広域ネットワーク構築を実施されております。

平成20年度に大宜味村、東村の整備、続いて平成24年度に本部町、今帰仁村の期間を延伸及び自治体のクラウドシステムの導入を進められております。平成25年度の事業においては、伊江村、伊是名村、伊平屋村の離島3村の延伸及び当海岸ルート整備を実施しております。これまで整備された北部広域ネットワークの管理運営に関しましては、整備された市町村の長をもって組織をする協議会のもとで管理運営を行い、現在に至っております。

このたび、12市町村中、国頭村を除く11市町村で整備がなされた現段階で、北部広域ネットワークに関する事務を、同組合の共同処理する事務に加えていきたい。今後の管理運営体制の強化並びに、将来想定される設備更新に備えることについて、関係市町村間の協議が整ったことから、同組合の規約を変更するものでございます。

ページを開けていただきまして、一部を変更する規約の条項でございます。第3条に次の1号を加えるということで、(15) 北部広域ネットワークの管理運営に関すること（名護市、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村に係るものに限る。）ということで、11市町村の名前を連ねた第1号を加えるということでございます。

第12条に次の1項を加える。5項で前3項の規定にかかわらず第3条第15号の負担金の負担割合は、理事会で協議して、別に定める。ということの変更でございます。

附則で、この規約は、沖縄県知事の認可の許可のあった日から施行する。ということになっております。以上で、規約変更の説明とさせていただきます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

休憩します。

(休憩時刻14時08分)

再開します。

(再開時刻14時08分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第29号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕
討論なしと認めます。

これから議案第29号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第29号 北部広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及びこれに伴う規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第30号 伊江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城 政 英 君

議案第30号 伊江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明申し上げます。

今回、国家戦略特別区域法の改正によりまして、新たに創設されました国家戦略特別区域限定保育士では、待機児童対策の取り組みにより、保育士が不足をしている特別区域、この特別区域は神奈川県、大阪府、沖縄県、千葉県の成田市において、地域限定保育士、これ正式名称が先ほど申し上げました国家戦略特別区域限定保育士ということで、県が追加されております。保育士試験は、現在、通常年1回の実施となっておりますが、特別区域、先ほど申し上げました特別区域については、年2回の保育士の試験が実施されることにより、この特別区域で保育士資格を取得した場合、その地域で3年間、保育士として働くことができ、4年目以降は、全国どこでも働くことができるようになったということでございます。地域限定保育士は保育士不足の解消に資するものであることから、伊江村家庭的保育事業等の職員の資格基準で、保育士の資格を有することが求められる職種について、保育士の資格に国家戦略特別区限定保育士を含むものとして、改正をしたいというふうに考えております。

それでは3枚目の新旧対照表をもちまして、御説明を申し上げます。

伊江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、第23条第2項中「した保育士」の3行目ですが、「修了した保育士」の次に「(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。)」を加え、改めたいということでございます。改正前と改正後がございますので、アンダーラインを引いた部分、このように改めたいというふうに考えております。なお、附則としまして、公布の日から施行し、平成27年にさかのぼって、9月1日から適用するということでの指導がございますので、よろしく願いをいたします。

以上で、説明とさせていただきます。

○ 議長 島 袋 義 範 君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕
質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第30号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第30号については、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第30号 伊江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第30号 伊江村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第31号 伊江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第31号 伊江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を御説明いたします。

これも先ほど、御説明しましたとおり国家戦略特別区域法の一部を改正され、国家戦略特別区域限定保育士事業の実施に伴い、本条例の一部を改正する必要があるために、条例を提案するものでございます。

それでは2枚目を開けていただきまして、改正内容でございます。伊江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。以下同じ。」を加えるということで、これも先ほどと同じような加える条項の内容となっております。

附則 この条例は、公布の日から施行し、平成27年9月1日から適用するという内容でございます。以上で、説明にかえさせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第31号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第31号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第31号 伊江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第31号 伊江村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。 (休憩時刻14時18分)

再開します。 (再開時刻14時33分)

日程第18 議案第32号 伊江村障がい者自立支援協議会設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第32号 伊江村障がい者自立支援協議会設置条例の制定についての提案理由について、御説明させていただきます。

提案理由といたしまして、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第89条第3項の規定に基づき、本条例を制定する必要があるため、条例を提案するものでございます。

なお、説明の前に伊江村における障がい者自立支援協議会につきましては、既に要綱でもって設置をしてございますけれども、今回条例で制定をしていくほうがふさわしいということでございまして、今回本条例を提案するものでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ページを開けていただきまして、伊江村障がい者自立支援協議会設置条例、第1条の（目的）ですが、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第89条の3第1項の規定に基づきまして、関係機関等が相互の連携を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について、情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について、協議を行うため、協議会を設置するという定めでございます。

第2条の（協議事項）については、各号に掲げる事項について、協議を定めるものでございます。第3条では、協議会の（組織）について、第4条では、委員の（任期）について、定めるものでございます。第5条の（役員）については、協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

次のページを開けていただきまして、第2項では、職務の代理について、定めるものでございます。第6条（会議）の招集、議長について、第2項で意見の聴取について定めるものであります。第7条では、（部会）ということで、専門部会の設置について、第2項では部会に属すべき委員については、会長が指名する。というふうに定めてございます。第8条は（守秘義務）、第9条では（庶務）協議会の庶務については、福祉課において処理すると定めてございます。第10条では（報酬）委員の報酬及び費用弁償について、定めてございます。第11条は（補則）ということで、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。というふうに定めてあります。

附則において、（施行期日）を規定しておりまして、平成28年4月1日から施行するものとしております。なお、第2項についてですが、（関係要綱の廃止）ということで、現在ある要綱を廃止していきたいというふうに思います。第3項で、（委員の任期に関する特例）を定めるものでございますが、既に委嘱している委員の任期については、第4条の規定にかかわらず、委嘱されている日から、昭和30年3月31日までの委員の任期としたいというふうに定めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく御審議のほどをお願いいたします。以上で説明にかえます。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根清夫議員

協議会の委員なんですが、日ごろ村長が必要と認めるものなんですが、現在はもう何名か決まっているんですか。それとも全体的に何名の予定でしょうか。

○ 議長 島袋義範君

福祉課長 金城和廣君。

○ 福祉課長 金城和廣君

御質問にお答えいたします。

現在の協議会の委員でございますが、第3条の（1）相談支援事業者が3名、（2）障害福祉サービス事業者が2名、（3）保健並びに医療関係者が3名、（4）教育並びに雇用関係者が1名、（5）障害者団体関

係者1名、(6)学識経験者が1名、(7)その他村長が必要と認める者として5名、計16名で構成しております。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

私、先ほど委員の最後の委員の任期に関する特例のところ、委嘱されている日から、「昭和30年」というふうに説明したそうですが、「平成30年」の間違いですので、訂正をしておわびを申し上げます。平成30年3月31日までとする。に訂正をお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

ほかに質疑ありませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第32号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第32号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第32号 伊江村障がい者自立支援協議会設置条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第32号 伊江村障がい者自立支援協議会設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第33号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第33号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についての提案理由を御説明いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、これは平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行される条例でございます。の関係に伴う関係条例の整備についてでございます。今回の改正は、従来の教育委員長と、教育長を一本化した新たな新教育長が設置されることとなります。新教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなります。また新教育長は、村長がこれまで教育委員として任命の同意を議会に求めておりましたが、これからは新教育長は、村長が議会の同意を得て任命する常勤の特別職となります。

なお、この条例改正は、現教育長の任期満了や急に辞職したなどの場合に、その時点で新制度に移行するものでございます。ですから現在の時点では、旧地方教育行政の法律でもって運用していくということになります。今回の条例改正は、4つの条例を同時に改正をしておりますので、よろしく願いをいたします。

ページを開けていただきまして、第1条では、教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例の廃止ということで、旧教育長の職は廃止され、新教育長は特別職の常勤職員となり、教育公務員特例法の適用を受けなくなったことに伴いまして、同法の規定により制定された旧教育長の給与等、旅費手当、勤務条件等に関する条例等を廃止する必要があるために、この条例は廃止ということでございます。

第2条では、伊江村議会委員会条例の一部改正でございます。教育委員会の委員長の職は廃止されます。旧教育長と一本化した新教育長にその職務が引き継がれることになりました。このため、教育委員会の代表者について言及した規定、例えば新旧対照表をごらんになるとわかりますが、伊江村議会委員会条例の中に、第19条に、委員会は、審査または調査のため、村長、「教育委員会の委員長」というふうにこれまでうたってございましたが、これらが「教育委員会の教育長」に改正になるということでの改正でございます。

それからページ、戻っていただきまして、第3条は伊江村職員定数条例の一部を、次のように改正するというので、第1条中、「21条」を「19条」に改めるという内容でございます。

それから第4条は、伊江村教育委員会の委員の定数を定める条例の一部改正ということで、旧教育長が教員委員会の委員であるもののうちの1人。つまり現教育長も1教育委員でもあるということになりますが、新たな法律でもって、教育長は教育委員ではなくなりますので、教育委員会が教育長と「3人」の教育委員会で構成されるということになります。ということで、第2条中の伊江村の教育委員の定数を「4人」を「3人」に改めるという内容の改正であります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行します。

(経過措置)としまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する条例、附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しないということで、つまりこの条例の施行の際、在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまでの現行制度の教育長として在職することを規定しております。

以上が、本条例の説明としたいと思います。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

教育委員長はもういなくなるということですか。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

新制度になりますと、新制度を適用するということになりますと、「教育委員長」が廃止されるということになります。それを「教育長」を一本化していくと。つまり教育委員会の責任者を伊江村教育委員会の責任者は、教育委員長なんです、代表者は。それをなくして、教育長と一本化するということで、教育委員長は、つまり教育委員長はなくなると、廃止されるということです。

○ 議長 島袋義範君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名嘉 實議員

教育長は職員になるという、特別職ではなくて。職員になるということですか。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

教育長は特別職になるということです。ただし、後でまた勤務時間等のことが出てきますが、同じ特別職なんです、一般職の勤務時間等のまた定めの中で、条例改正出てきますので、そのときに説明したいんですが…。

後ほど、議案第35号でもやりますが、新教育長が新設されることに伴いまして、村長、副村長と同様の身分となるということになっています。

特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例に、新教育長の規定を追加する条例改正を、これから議案第35号でやってくるので、つまり特別職の常勤職員ということになるわけです。新しい教育長がですよ。常勤の特別職ということになります。

○ 議長 島袋義範君

6番 仲宗根清夫議員。

○ 6番 仲宗根清夫議員

教育委員はそのままですか、その辺が。教育委員としてそのまま。教育長のほうがなくなるということですか。

○ 議長 島袋義範君

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

定数の「4名」から「3名」にするといっていました、教育委員はそのままです。教育委員の任期は4年です。これまで教育委員を議会で同意議決していただいて、その教育委員の中から教育長を互選するというのが、これまでの法律だったんですが、これからは新教育長は議会に教育長として、村長が皆さんに御提案をしていきます。教育長に任命をしたいんですが、よろしいですかという、つまり同意案件が出てくると思いますが、「教育長の任期は3年」になります。4年ではなくて、3年です。教育委員はこれまでどおり、従来どおり4年です。

ただし、教育委員はいますが、「教育委員長」はなくなるということです。先ほどの名嘉議員の質疑の中で、「特別職ですか」ということですが、これは特別職ということでの身分になります。ただしこれまで、教育長は一般職と同等な勤務体系をとるよという規則がございました。地教行法の中でもそれうたわれているんですが、今回はそれらを全部廃止をするということでもあります。よろしいですか。

○ 議長 島袋義範君

休憩します。

(休憩時刻14時49分)

再開します。

(再開時刻14時56分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第33号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第33号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第33号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第33号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第47号 伊江村教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副村長 名城政英君。

○ 副村長 名城政英君

議案第47号 伊江村教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についての提案理由を御説明いたします。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律の改正に伴いまして、先ほど説明しました新教育長は、村長が議会の同意を得て、任命する常勤の特別職の身分になります。そういうことで、勤務時間やこれまでは先ほど、村長から説明がありましたように、これまでは一般職と同じその勤務時間等がございましたので、勤務時間や職務専念義務の今回の条例を制定する必要がございますので、提案をするものでございます。

ページを開けていただきまして、第1条は（趣旨）この条例は、教育長の勤務時間、休日、休暇等に関し必要な事項を定めるものとするということで、教育長の職務に専念する義務の特例について、必要な事項を定めるということで、趣旨で、第1条と定めてございます。

第2条は（勤務時間その他の勤務条件）教育長の勤務時間、休日、休暇等については、これについては、一般職の職員の例によることとするということでございます。ただし、同条例中、「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読みかえるということとするものであります。

（職務に専念する義務の免除）でございしますが、第3条 教育長の職務に専念する義務の免除については、伊江村職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例中「任命権者」とあるのは、「教育委員会」と読みかえるものとする。というふうな改正の内容でございます。

附則としまして、（施行期日）1 この条例は、公布の日から施行する。（経過措置）2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、附則第2条第1項の場合においては、この条例の規定は適用しないということです。

つまり、現教育長の就任期間中は、従前の条例を適用しますということの経過措置でございます。以上で、説明にかえさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第47号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第47号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第47号 伊江村教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定についてを採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第47号 伊江村教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務専念義務の特例に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さんでした。

(散会時刻15時01分)